

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(津波：ハザードマップ)

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/uploaded/attachment/36697.pdf>

当市では、平成 18 年 3 月に三重県の平成 15 年度予測をもとにした津波ハザードマップを作成したが、平成 26 年 3 月に三重県が新たな地震被害想定を発表したことを受け、より最新の情報を提供するために、「理論上最大クラスの南海トラフ地震」を想定した津波ハザードマップを作成している。

なお、三重県が平成 24 年 3 月に発表した津波浸水想定「マグニチュード 9.0 で防潮堤等が無い場合」が、当市での最悪の状況を想定したものとなっており、今回作成されたハザードマップでは、その外側ラインを「津波避難目標ライン」として位置づけしている。

そのハザードマップでは、当会の活動エリアである嬉野管内と三雲管内において、まず三雲管内の海岸部から国道 23 号までの海拔 1～2m 程度の低い地域で、また嬉野管内では津波の遡上によって二級河川の三渡川流域である J R 六軒駅から近鉄伊勢中原駅に至る地域などで、それぞれ概ね 2～5m の浸水が想定されている。

さらに海拔 5 メートル未満の地域でも 1～2m、あるいは 1m 未満の浸水が想定されている。

また、当市の海岸部は大規模な内湾である伊勢湾に面しており、南海トラフ地震による 20 cm の第一波の津波到達時間は概ね 60 分と想定されていることから、避難には比較的時間があるように感じられるが、常に想定外の事態にも備えて浸水想定区域外へ早期避難することが大切である。

(洪水：ハザードマップ)

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/uploaded/attachment/36610.pdf>

当市では、平成 27 年の水防法の改正により指定された想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深、ならびに各地区の避難先を水系ごとに洪水ハザードマップとして作成している。

嬉野管内と三雲管内では、主に一級河川の雲出川、また二級河川の三渡川や碧川が伊勢湾に流れ込んでいる。

両管内の北端を流れる一級河川の雲出川では、過去の伊勢湾台風による大きな被害を教訓として堤防等が比較的良好に整備されているが、本流である雲出川に支流の中村川が合流する付近の嬉野管内北部においては、河川の構造上、最大 5m を超える浸水が想定されている地域もある。さらに海拔が低い三雲管内にあってはほぼ全域において何らかの浸水が想定されている。

また、二級河川の三渡川は両管内の南部を流れており、支流である堀坂川や岩内川の合流地点を中心として最大 3～5m の浸水が想定されている。加えて、二級河川の碧川は三雲管内のほぼ中央を流れており、三雲管内で最大 1～3m の浸水が想定されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/uploaded/attachment/18249.pdf>

当市では、「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」の指定を受けて、市民への周知と、地域において安全な避難場所や避難経路を検討することに活用されることを想定し、土砂災害ハザードマップを地区別に作成しているが、三雲管内においては、現在、警戒区域等の指定を受けている地区はない。

また、嬉野管内は嬉野岩倉町の一部地域に土砂災害特別警戒区域等が指定されており、加えて現在は管内の大部分において警戒区域等の指定を目的とした調査を行っている段階である。なお既に平成 19 年度に作成された土砂災害危険区域図（嬉野管内）では中山間地域を中心に急傾斜地崩落

危険箇所や土石流危険区域などが選定されている。

(地震：松阪市ホームページの災害への備え

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/bousai/jishintaisaku.html>)

当市では、南海トラフ地震や内陸の活断層で発生する地震の被害想定について三重県が発表している地震被害想定結果（平成 26 年 3 月）をもとに、過去最大クラス及び発生確率が低いものの起こり得る理論上最大クラスの 2 つのケースを想定している。

その結果、近い将来、市内においても震度 5 強から 7 の強い揺れが生じる可能性がある。

特に理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生し、市内において冬季の深夜で早期避難者の比率が低いといった悪条件が重なった場合は、建物倒壊や津波により死亡者が約 3,600 人、重傷者が約 2,300 人と想定されている。また建物被害についても揺れや液状化、津波、火災などで約 32,000 棟に被害が及ぶと想定されており、三雲管内である沿岸部付近は特に液状化の危険度が高くなっている。

また、このような人的・物的な被害はもとより、ひとたび大きな地震が発生すると電力や通信、上下水道などのライフラインの回復にもかなりの時間を要する上、大量の瓦礫などの産業廃棄物等の処理が必要になり、相当の期間にわたってこれまでの経済活動が困難な状況に陥る。

(ため池：松阪市HP

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/34/tameikeshinsuikuiki.html>)

市内には多数の農業用ため池が点在し、当会の活動エリアである嬉野管内においても市内でも規模の大きいため池がある。これらのため池は豪雨や地震等によって決壊する可能性があることから、ため池ハザードマップをそれぞれ作成しているが、なめり湖では一部の下流域で 2～5m 未満、また他のため池でも一部の下流域で約 1m の浸水被害が想定されている。

(2) 商工業者の状況 (※ 松阪北部管内)

(令和 3 年 6 月 1 日現在)

- ・商工業者等数 7,497 件 (※ 846 件)
- ・小規模事業者数 5,806 件 (※ 680 件)

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	181	177	地区内に広く分散している。
	製造業	76	53	大規模製造業は嬉野地区の工業団地に集積しているが、それ以外は地区内に広く分散している。
	卸・小売業	208	143	卸売業は県地方卸売市場内に多く、小売業は地区内に広く分散している。
	飲食業・宿泊業	90	64	飲食業は近鉄伊勢中川駅・松ヶ崎駅周辺や国道・県道沿いに多い。
	サービス業	211	183	理美容業は近鉄伊勢中川駅周辺や県道・生活道路沿いに多い。
	その他	80	60	運送業は県地方卸売市場周辺に多く、不動産業は嬉野地区に多い。

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

当市では、災害対策の大綱として松阪市地域防災計画を策定し、災害の予防、応急対策、復旧・復興対策を明記している。また、災害時には行政機関なども被災することで、活用できる資源に制約がある中、優先的に実施すべき業務を特定する必要がある。

このため当市では、非常時優先業務を的確に実施するために、業務継続計画（BCP）や災害時職員行動マニュアルを定めている。

また当市では、市民・地域・関係機関等がそれぞれの役割を主体的に果たすとともに、相互に連携することにより、災害による被害の未然防止、あるいは被害をできる限り最小限にとどめるため、市の総合計画と地域防災計画において「災害時の人的被害ゼロ」を掲げている。

そして市民や地域の協働により地域の防災力を向上させるため、地域コミュニティごとに防災活動が効果的に実施できるよう防災出前講座や防災訓練への協力支援、市民向け防災啓発冊子の発行などに取り組むとともに、市内各地区での地区防災計画の策定を進めている。

商工業事業所との連携については、当市の業務継続計画（BCP）において事業所の災害時の被害状況を72時間以内に把握することにしており、関係する商工団体と緊密な連絡を図る。大規模な災害時には避難所に加え多数の自宅避難も長く続くことが想定されるが、避難所生活にあっては、水・食料や生活物資の供給は当然ながら、健康・衛生面の管理、またし尿・廃棄物処理等への対応が必要となる。必要な水・食料や生活物資の調達・供給については、市や県の現物備蓄・流通備蓄に加え、国プッシュ型支援等により長期的な対応を図るとともに、個別の事業所や各種団体などと生活物資や仮設トイレ等の調達の協力、または設置に関する災害時支援協定締結により協力依頼するなどの対応を行う。

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・みえ共済と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・松阪市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の不足等の課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性周知などの取組促進が必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 自然災害発災時や感染症発生時に応急対策等に速やかに取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国・県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会の事業継続計画の作成

- ・ 当会の初級BCP策定シートを添付

3) 関係団体等との連携

- ・ 三重県中小企業共済や各損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ （仮称）松阪北部地域事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（震度5弱の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜ 2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 3 時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当市で共有する。)
- ・国内感染者発生時には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、松阪市における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24 時間以内に情報共有する。

(被害規模の目安)

大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

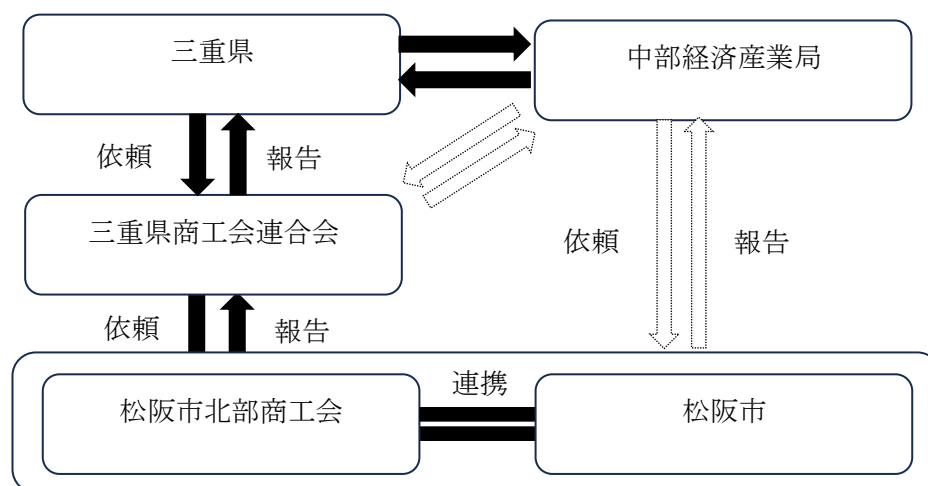
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 3 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

- ・当市で取りまとめた「松阪市地域防災計画にある行動計画」をふまえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した被害情報について、国や県等からの情報や方針に基づき、当会から三重県商工会連合会を通じて又は当市から県へ報告（メール又はFAX）する。
- ・県への被害情報報告は、概要把握を目的とする初動報告について、原則として発災翌日の正午までに報告する。（県から別途指示があった場合は、その指示による。）
- ・初動報告において甚大な被害の発生が認められた場合、激甚災害指定等に資するため、別途、より詳細な被害額調査を行う。（初動報告様式は次ページ(様式第3)を参照）



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、松阪市と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、三重県、松阪市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県、松阪市、三重県商工会連合会、全国団体等に相談する。
- ・当地域の被害規模が大きく、他の地域からの応援派遣が必要な場合は、三重県商工会連合会が中心となって派遣職員の調整を行い、三重県商工会連合会及び県内商工会の職員につい

て、当地域への応援派遣を受けながら復興支援に取り組む。

＊ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

【 災 害 名 】にかかる被害状況報告（初動 24 時間）

報告団体名

記入者所属

記入者氏名

連絡先(TEL)

下記のとおり報告いたします。

確認	被害の程度	状況の例
☐	(1)大規模な被害がある	・ <u>10 %程度の事業所</u>で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、<u>比較的軽微な被害</u>が発生している。 ・ <u>1 %程度の事業所</u>で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、<u>大きな被害</u>が発生している。 ・ 被災が見込まれる地域において<u>連絡が取れない</u>、もしくは、交通網が遮断されており、<u>確認ができない</u>。
☐	(2)被害がある	・ <u>1 %程度の事業所</u>で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、<u>比較的軽微な被害</u>が発生している。 ・ <u>0. 1 %程度の事業所</u>で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、<u>大きな被害</u>が発生している。
☐	(3)ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

備考（把握している具体的な被害等）

(例) ●×鉄工所（○○地区）：床下浸水、レストラン□○（○△地域）：強風で看板が落下
スーパー▽▲（□△町）：停電が長引き、生鮮品と冷凍食品がダメになった

報告先 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
(問い合わせ) TEL : 059-224-2534 / FAX : 059-224-2078

E-mail : chusho@pref.mie.lg.jp

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和7年1月現在)	
(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)	
松阪北部商工会 事務局長(法定経営指導員) 経営指導員 2名 経営支援員 2名 一般職員 1名	連携 連絡調整 松阪市 商工政策課 連携 確認 松阪市 防災対策課 連携 連絡調整 三重県商工会連合会 連携 連絡調整 県内商工会
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 築地 義雄(連絡先は後述(3)①参照)	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。 ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)	
(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先	
①松阪北部商工会 〒515-2112 三重県松阪市曾原町 875-2 TEL: 0598-56-2039 / FAX: 0598-56-5655 / E-mail: mhoku-sk@coda.ocn.ne.jp	
②松阪市 松阪市役所 商工政策課 〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340-1 TEL: 0598-53-4361 / FAX: 0598-22-0003 / E-mail: syok.div@city.matsusaka.mie.jp	
③三重県商工会連合会 〒514-0004 三重県津市栄町 1丁目 891 番地 三重県合同ビル 6階 TEL: 059-225-3161 / FAX: 059-225-2349	
*その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
必要な資金の額	1, 0 0 0	1, 0 0 0	1, 0 0 0	1, 0 0 0	1, 0 0 0
・ 専門家派遣費	4 0 0	4 0 0	4 0 0	4 0 0	4 0 0
・ 協議会運営費	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
・ セミナー開催費	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0
・ パンフ、チラシ 作製費	3 0 0	3 0 0	3 0 0	3 0 0	3 0 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、松阪市補助金、三重県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
三重県中小企業共済協同組合 理事長 坂下 啓登 〒514-0004 三重県津市栄町 1 丁目 891 番地 三重県合同ビル 3 階
連携して実施する事業の内容
1. 事前の対策 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所のリスク対策(事業休業への備え、水災補償、保険・共済加入等)についての説明を実施する際、三重県中小企業共済協同組合の職員が必要に応じて同行説明等の協力・支援を行う。 2) 関係団体等との連携 ・代理所委託契約を締結している三重県中小企業共済協同組合と連携し、リスク対策として、災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合の利益を補償する「休業対応応援共済」の推進及び普及PRを行う。
連携して事業を実施する者の役割
・中小企業・小規模事業者が災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合において、事業継続を支援する「休業対応応援共済」を中心に災害リスク対策として共済商品を説明、提供する。 ・三重県中小企業共済協同組合は損害保険会社の代理店でもあるため、商工会会員のニーズに応じてリスク対策としての保険商品を幅広く提案をすることができる。 ・県下各商工会や中小企業・小規模事業者の事業所において、三重県中小企業共済協同組合の職員が災害リスク対策としての損害保険・共済商品の説明会を実施する。
連携体制図等
<pre> graph LR A[三重県中小企業共済協同組合] <--> 連携 B[松阪北部商工会] B --> 協力・支援 C[地域小規模事業者] A --> 協力・支援 C </pre>